



福井 節子 議員

ごみ処理施設建設予定地の決定について、5月13・20日付で新聞記事となったが、事実か検証したい。

**問** 建設候補地応募に関する宮前坊区総会での議決内容について、確認されたか。総会の議事録には『24名出席、賛成が24名により規約14条に基づき賛同を得て承認された』と書かれている。これに対し区民は、「賛成反対意見が交わされ、挙手や投票などの採決はなかった」や「区として賛否は決まらなかった」と証言する方もあり、「全員賛成した」

### 高島市ごみ処理施設建設予定地の決定について真実は

**問** 高島市ごみ処理施設建設予定地の公募は有効か。

**答** 区民の合意形成は確実に図られていたと認識しています。

とされたことに疑問を持っておられるが。

**答** 環境部長  
総会では賛否の意見はあったものの、最終確認で「公募に手を挙げることでよろしいですね」と問いかけたところ、反対がなかったため、全員賛成と確認したとのことであり、議題への採決は行っており、申請書類の記載に誤りはないとのことであり、合意形成は確実に図られていたものと再認識をしているところであり

**問** 「公募に手を挙げますよと聞かれ、反対はなかった」との

事だが、手を挙げて賛同の意を確認されたのか。

**答** 環境部長  
区の決めごとですので、聞いたことを答弁させていただいています。

**問** 平成17年度に遡って作った規約についてはどうか。

**答** 環境部長  
合併以前に作られていたが存在が確認できず、規約が申請時に必要との市からの指摘で従前の運用を文書化したとの報告を受けました。候補地選定に影響はなく、申請書自体は有効であると考えております。区では、この機会に従前の運

用を文書化する必要があると、去る6月3日の区臨時集会で文書化されたとの報告を受けております。

**問** 賛否にも、規約にも疑義がもたれ、公募の有効性が問われる。

**答** 環境部長  
申請は有効と考えております。

その他の質問  
○コロナ禍でも、市民の暮らしを豊かに

